

平成17年4月28日（木）

企業会計審議会
第5回監査部会会議録

於 金融庁特別会議室
(中央合同庁舎第4号館9階)

金融庁総務企画局企業開示参事官室

午後 4時00分 開会

○山浦部会長 定刻になりましたので、これより第5回の監査部会を開催いたしたいと思いません。

皆様には、ご多忙のところご参集頂きまして誠にありがとうございました。なお、本日の部会も企業会計審議会の議事規則にのっとりまして公開することとしたいと存じますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山浦部会長 ありがとうございます。それでは、公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事に入りますけれども、前回の部会では国際的な動向も踏まえて監査基準に盛り込んでいくべき事項について、皆様からご意見を頂戴いたしました。本日は、前回の部会で監査基準に盛り込むべき事項とされた「ビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチ」に関しまして、3名の方からご意見を伺った上でご審議を頂きたいと存じますけれども、ご意見を伺うに際しまして、「ビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチに関する論点」を事務局から説明して頂きたいと存じます。

それでは事務局よりよろしくお願いいたします。

○野村企業会計調整官 お手元にお配りしております資料のうちの資料1をご覧頂きたいと思えます。「ビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチの論点」と題しました1枚紙でございます。

こちらには前回の部会でご審議を頂き、監査基準に盛り込むべき事項とされましたビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチをご審議頂くに際しましての論点と考えられます項目を記載させて頂いているところでございます。国際監査基準（ISA）が改定され、ビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチの考え方が導入された背景を初めといたしまして、記載の7点ほどが挙げられるのではないかと考えているところでございます。

本日は3名の方々からビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチについてご意見をお伺いするわけですが、学会の方からは主としまして、今導入の背景と申し上げましたが、1つ目の○から4つ目の○までの項目について主としてご説明を頂き、あわせて一番下の○にございますが、監査基準で改訂すべき要素、留意点等につきましてもご意見を賜ればと考えているところでございます。

それから、監査実務家2名の方からは、主としまして上から5番目と6番目の○がつけてご

ざいますが、監査実務への影響・効果といったビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチの考え方の導入が監査実務にどのような影響・効果があるのかといった観点からご意見を頂ければと考えているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○山浦部会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、3名の方からご意見を頂きたいと存じます。

初めに、学者の立場から松本委員にご意見を頂きたいと存じます。それでは、松本委員よろしくお願いたします。

○松本専門委員 松本でございます。お手元の資料2というところをご覧頂きたいんですけども、事務局の方からお示し頂きました論点が4つありましたが、それぞれ1番、2番、3番までが対応する形になっております。

資料2「ビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチに関する意見」というタイトルなんですけど、これは長いので、私が作成させて頂きました資料の中では「ビジネス・リスク指向監査」という言葉で置き換えております。後々出てくる文言は、すべてビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチというのを置き換えたと理解してください。

1番目の「ビジネス・リスク評価の重要性」ですが、ビジネス・リスクを評価することがなぜ重要かということの発端としましては、まず従来からやられております監査リスク・モデルが目指していた理想と、実際に現場でやられていた現実と乖離があるのではないかというのが従来から言われておりました。

それが「・」を3つ並べておりますけれども、従来から理念モデルとしまして、監査リスク・アプローチの目標というのは、「監査計画を立案するに際して、その監査の有効性と効率性を最も有利な形で結合・実現する監査戦略を追求するものである」と言われていました。その場合、有効性の定義は、社会的に要請されるような財務諸表の信頼性を保証する水準を確保することであり、この中にはもちろん重要な虚偽記載のないことを監査が保証することというのは、当然含まれておりました。

もう1つの要素である効率性に関しましては、あらかじめ定められている一定の監査目的を最小の資源投入によって達成することであると表現されておまして、この資源投入というのは、あらかじめ監査報酬の枠内というのがありますので、一定の監査資源の中で効率的な資源の配分を行う。効率的な資源の配分というのは、リスクの高いところには多目の資源を投入し、リスクが低いと評価された場合は資源は少なめに投入するという効率的追求です。

ところが、実際の局面になってきますと、有効性の達成度を評価することは非常に困難であるということが、どなたも予想できると思います。有効性の達成度を事後的に評価することが困難であるということになりますと、個々の監査契約のマイクロレベルでのコストを削減して効率性を追求するという方向に向かいます。

結果、何に至るかといいますと、3つ目の「・」ですけれども、「監査の失敗」という形で顕在化するんですが、監査の失敗というのは言いかえますと、これは監査の有効性が否定的に発現した形態と置き換えることができます。その監査の失敗が実際にどういう形であらわれたかという説明なんです、財務諸表上の虚偽表示を摘発するという監査手続が不十分であったから監査が失敗したというよりも、むしろゴーイング・コンサーンの問題を認識できていなかったとか、経営者による不正を識別していなかったという、監査手続以外のビジネスの側面からあらわれた可能性が高かったというふうに過去の調査からは言われております。

そのときに、ほかに評価すべきビジネスの側面というのはどういうものだったのかというと、急激な事業環境が変化していたりとか、グローバル化が著しく進んでいたりとか、テクノロジーの進展が激しい、大きかったというところを監査人の側では見ていなかったのではないかと従来、問題視されました。

そういう問題点の中で、ビジネス・リスク評価が重視されるべき実際の経済環境というのを見ていきたいんですけども、1-2のところなんです、(1)から(4)まで挙げさせて頂いております。

(1)は、企業活動のグローバル化やテクノロジーの高度化によって経営や会計のスピード化が実際の局面では起こっている。その場合、どういう形で財務諸表等に影響が出てくるかという、テクノロジーやグローバル化が著しく進展しますと、ビジネス・リスクが以前よりもはるかに財務諸表の数値に反映されやすくなる。時間的に短いタイムスパンでその影響が出やすくなるので、やはりビジネス・リスクを評価しておく必要が出てきたのではないかというものです。

(2)は、その会計システムがコンピュータ化されていきますと、下位レベルで日常的に発生するルーチンエラーの確率が低くなります。要するに、会計システムが完全にシステム化されてしまいますと、実際に人間の手が介在するのはデータ入力の局面だけになりますので、データ入力の局面が適切に行われている限り、あとプログラムが正しくプログラミングされている限り、日常レベルでのエラーは発生しないことになります。その結果、監査されるデータの信頼性が向上しますから、エラーがより高位レベルの局面から発生する可能性が出てきますの

で、監査の対象地なる局面を高位のマネジメントの方に向けるのと同時に、高位のプログラミングの設計や開発の段階に向けることによって、高レベルへと監査資源の投入の範囲を広げる方向に向かっていったというものです。

(3)、これも大きな影響ですが、新しい会計基準では、経営者による見積りがより一層従来よりも重視されるようになってきました。結果的に過去の調査から見ますと、財務諸表上の虚偽記載というのは、摘発されなかった取引記録の誤謬というよりも、会計上の不正確、会計上の見積りが間違っていたり、不正確であったということに原因があったケースが多いということが考えられています。

例えば引当金にしても、繰延税金資産に関しましても、これは見積りの要素が非常に大きく入っております。その場合、引当金や繰延税金資産に関しての見積りの要素をチェックしようと思ったら、その見積もりを実際に責任を持って行うのは経営者階層ですので、トップレベルの人間の判断の要素をビジネス・リスクの評価項目として入れておく必要が出てきたというものです。

(4)では、経営管理の方法や現場レベルでの詳細なプロセス管理からより高位なコーポレート・ガバナンスやコントロールへの重点が変わっていていることを示しています。この意味は、コストカットの側面から、中間管理職の階層や人数を減らすことによって、トップレベルの命令が直で現場の方に伝わる方向に企業の経営管理が行われるような傾向が高まってきましたと、監査側の立場からしますと、トップレベルの経営者によるコントロールの重要性が一層高まってきますから、そのトップレベルの経営者に対してどういう牽制が行われているのかとか、トップレベルの経営者に対してどのようにコントロールがされているのかという、コーポレート・ガバナンスの側面にアプローチする必要が出てくるというものでございます。

次のページをめくって頂きまして、ビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチの仕組みに関してなんですけれども、仕組みを考える場合、●を3つ並べておりますが、最終的なビジネス・リスク指向監査というものの目的をどこに置かなんですが、そこにも示させて頂きましたように、やはり効率性に偏重していたというのが、従来の最大の監査リスク・モデルの問題点として挙げられておりましたので、やはりここは監査の有効性を増進させることであると理解されるべきこととなります。

その場合、前回の加藤先生の報告でもございましたように、ビジネス・リスクというのは、普遍的に企業がその事業目的を達成できない可能性と定義されておりますので、ほかの定義は考えられません。ということは、そのビジネス・リスクというのは、企業がその事業目的を達

成できないリスクすべてを包括しますので、個々の固有リスクや統制リスクなんかは全部入ってくることになります。

その前提で、ビジネス・リスク指向監査の特徴点を4点ほどとらえてみたいんですけども、(1)では、監査人による検討に関連する幅広い事業のリスクを評価する。この場合、幅広い事業のリスクというのは、従来の監査リスク・モデルでは、實際上財務諸表上の虚偽表示に関連するリスクを重視するんですけども、ビジネス・リスクを評価する場合は、直近の財務諸表には影響しないけれども、将来の財務諸表にはもしかしたら影響を及ぼすかもしれないようなリスクにまで幅広く注意視線を張ってリスク評価するような必要があるというのが特徴点の1つです。

(2)は、企業の事業に関する知識をより広くかつ深く入手するために、従来の監査リスク・モデルの場合よりも、より多くの時間を費やす必要があるというのが、2つ目の特徴です。そのためには、産業データや経済統計データ等の大規模なデータベースを用いて、そのクライアントの会社が同一業種内でどのような特徴を持っているのかを理解する必要があります。この典型的なケースが、IT産業ではどういう特別な取引が行われる傾向があるのかというのを理解しておれば、IT業種なんかで行われていたような利益の調整行為をあらかじめ予想することができるというようになります。

ですから(2)で意識しておりますのは、財務諸表項目からボトムアップでリスク評価するのではなくて、その企業が属している業界を理解していることによって、トップダウンであらかじめリスクが顕在化しやすい項目を予想しておくということと言えます。

その具体的な形態として(3)を挙げておりますが、それをトップダウン・アプローチと呼びますけれども、トップダウン・アプローチとしましては、①の方は監査業務全般にパートナーやマネージャーがトップダウンで常時アクセスをするような形で、監査業務を管理し、遂行すべきであるというものです。

②の方は、先ほども説明しましたように、クライアント側の高位レベルのマネジメントに対して、パートナーやマネージャーが、トップ対トップの形で能動的に評価するような形でアプローチすべきであるということで、以上のようにトップダウン・アプローチには2つの要素が考えられます。

最後の(4)に関しましては、その企業が属している事業を遂行する方法という事業戦略ですが、事業戦略の内容や事業戦略を具体化していく事業プロセスにも十分注意しなければいけないというものです。

この場合ですが、これは前回、加藤先生が紹介されたJWGの報告書からの引用例なんですけれども、特定のある製薬企業がM&Aの事業提携によって成功してきた企業である場合、その企業のビジネス・リスクとしては、その事業モデル自体に問題がある可能性があるから、その企業提携によって発展していく過程である事業提携の提携候補先や提携の手法なんかも当然評価しなければいけないというのがビジネス・リスク評価になります。

ですから、典型的な例でしたら、エンロンのビジネス・モデルというのは、当時からすると非常にすぐれたモデルで、ほかに類を見ないすごい有利なモデルだと言われていました。このモデルでは、電力のマーケットをつくって、エンロンがそのマーケットの仲介者として取引をするというすぐれたビジネス・モデルだったんですが、そのビジネス・モデルの裏腹の問題として、会計数値を操作することが容易だったというのを、そのビジネス・モデルの短所の部分として重視するというのが、ビジネス・リスクの評価の1つの方法として考えられます。

2-2のビジネス・リスク指向監査におけるリスク評価方法のところに入っていきますと、ビジネス・リスク評価の対象としましては、そこに書かせて頂いておりますように、先ほども申し上げましたが、将来の財務諸表に影響するリスクも当然、視野に入れた上でリスク評価をしなければいけないというのが1つの特徴です。

もう1つは、下から2行ですが、現場レベルでのコントロールのリスク評価に注力するのではなくて、高位レベルのコントロールに内在するリスクを検討することがより重要になるということが挙げられます。

次のページに行って頂きますと、従来言われておりました固有リスクと統制リスクというものの属性にかかわる事柄なんですけど、固有リスクと統制リスクというのを実際、これもよく言われることですけれども、組み合わせて評価せざるを得ないような局面が多いというふう聞いております。実際、統制リスクだけを評価する、固有リスクだけを評価するということが難しい局面になりますと、両方を一体として結びつけた結合リスクの形で評価する方が、より実態に即した評価として望ましいのではないかとというのが1つです。これは前回の加藤先生がおっしゃっておられました固有リスクと統制リスクとの結合リスクの問題の話です。

最後の統制環境のビジネス・リスク評価プロセスへの統合というのは、従来は、固有リスクの1つとして統制環境が理解されておりましたが、ビジネス・リスク評価においては、企業のビジネス・リスクを評価する項目の1つとして統制環境は理解すべきであるということです。ですから、要するに財務諸表に直接関係しないような統制環境も当然考慮に入れなければいけないという形になります。

2-3は、実際の証拠の収集手続としてどういう手続がビジネス・リスク評価では重要視されるかというのを書いております。

1つは、テスト・オブ・コントロールですが、統制テストとしましては、統制テストの中身として、より高位レベルのコントロールを探索し、かつテストするために必要なトップダウン・アプローチが実施されるべきである。

それから、次の分析的手続の方ですが、従来の監査リスク・モデルでは分析的手続というのは、財務諸表上の数値を個々に比率分析によって前期から増えたとか、前期から比較して比率が下がったとかという形で異常値を検出する方法として考えられているんですが、ビジネス・リスク指向監査では、その企業の事業を理解しようとするために、分析的手続を利用すべきとされています。ですから、業界内での位置づけを評価するために、先ほど申し上げましたような産業統計データベースなんかを用いて、自分のクライアントの企業が産業全体の中の、あるいはその業種全体の中のどの位置にあるのかというのをまず見極めるべきであるというのが、分析的手続のもう1つの局面として重視されます。

最後の実証的手続に関しましては、実証的手続についても、これは従来から行われていたことかもしれませんが、すべてのケースで実証的手続というのは要求されるんですけども、リスクの高い場合には、それに応じて証拠は収集されるべきだし、逆にリスクが低い状況では、そのビジネス・リスクの評価に関連して実施される分析的手続によって発見リスクにも対応する必要があるというのが、証拠の収集手続の3つ目です。

最後に、3. ビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチを導入した結果得られるであろう効果なんですけれども、5点挙げさせて頂きました。

まず、ビジネス・リスクを評価することによって得られるであろう効果としましては、財務諸表に影響するような重要な事項、先程からずっと挙がっていますように、直近の財務諸表には影響を及ぼさないかもしれないが、将来的には及ぼすかもしれないものも検討の対象に入りますので、そのリスクが、財務諸表に虚偽表示として顕在化するようなものを適時に監査人に認識させることができるのではないかと考えられます。つまり、直近の財務諸表に影響はしなくても、ほとんどのビジネス・リスク、事業が失敗するリスクというのは、最終的にはどこかの時点で財務諸表に顕在化する可能性が高いと考えられますので、従来、財務諸表項目の方に重点を当てて狭くアプローチしていたよりも、やはり監査人が重要な事項を適時に認識するためには、もう少し鳥瞰図的に企業のリスクを理解しておいた方が、将来に備えることができるのではないかというのが(1)です。

(2) に関しましては、企業の経営者に対して早期警報として、リスクの顕在化を伝えることができるのではないかとことなんですが、これは将来事象、将来の財務諸表に影響するかもしれないようなリスク評価をあらかじめ監査人の方でやっておりますので、監査人の方から将来この辺にリスクが顕在化するかもしれませんというのを早期警報として提供できるというのが効果の2番目です。

(3) では、財務諸表上に含まれる仮定や見積りを理解するために、すぐれた基礎を提供するというのは、先ほど会計上の見積もりの話をしましたけれども、会計上の見積りにしろ、仮定にしろ、それはすべて経営者の判断が最終的に決定しておりますので、経営者の判断の前提となる経営者の置かれている環境を先に理解しておけば、そこから出てくるであろう財務諸表上の会計上の見積りなんかも理解しやすくなるのではないかとこのことです。

(4) は先程ありましたが、分析的手続には2種類が考えられますので、その事業の中でクライアントが置かれている状況を理解する方法として分析的手続を適用するためには非常に有効になるというのが4番です。

最後の(5)は、現行の監査基準による固有リスクの評価が、固有リスク単体で行われるよりはビジネス・リスクを考慮してやった方が、より質の高いリスク評価が行えるというものです。

次に効果の2つめとして、高位レベルのコントロールを検討することから得られる効果なんですけれども、(1)は高位レベルのコントロールを検討しておけば、経営者が現場レベルの統制手続をオーバーライドして、財務諸表上の虚偽表示をつくり出すような可能性を低下させることができるというのが考えられます。

(2)は、コーポレート・ガバナンスの構造とプロセスを検討しておけば、経営者がどういふ局面で不正を起こしやすいか、要するにガバナンスに欠陥があるところを突いて経営者が不正を行う可能性が高いですので、ガバナンス構造と、そのガバナンスのプロセスを理解しておけば、経営者の不正を未然に防ぐことができるのではないかとこのことです。

(3)は、その従来の監査のリスク・モデルというのは、財務諸表からボトムアップ的に監査業務を実施していきますが、そうではなくて情報システムの開発。維持ならびにセキュリティにかかわるテクノロジー・リスクを扱っておけば、そのシステムの方から財務諸表のどこに間違いが発生しやすいかというのをあらかじめ予想できるということです。

最後のページで、3つめの効果としまして、証拠の収集手続から得られる効果ですが、ビジネス・リスクの完全な理解を前提とした上で、分析的手続や観察や質問という監査技術を高位

レベルのマネジメントに実施することが、その財務諸表に対する重要な虚偽表示の摘発に有効である。具体的なケースとしましては、先程から申しております会計上の見積りもそうですし、ゴーイング・コンサーンもそうですし、経営者が主導する不正に関しましても、高位レベルのコントロールをチェックしていくことであらかじめ予想することができるので、従来から行われておる財務諸表項目や残高の詳細テストや取引記録のテストよりは、はるかに強力な手法としてビジネス・リスク指向モデルは使えるというのが1点です。

もう1つは、(2)ですが、年度末よりも前にトップダウンでそのビジネス・リスクを評価していることで、監査人の頭の中にはどの局面に問題点が発生するかというのを予想できますので、ビジネス・リスクに基づく監査アプローチを支えるための証拠の多くが年度末よりも以前に得られる可能性があるというものです。

今日お配り頂いたペーパーは(1)で終わっているんですが、(2)で、今、お話しさせて頂きましたのは、もう1度繰り返しますと、「監査結果が最終的に年度末に確定する以前に、ビジネス・リスクを評価していることで、あらかじめ監査人の頭の中で証拠は入手できている。つまり、監査済みの財務成果が最終的にどういう形で出てくるかというのをあらかじめ予想することができるという効果が得られるのではないか」というのが2つ目です。

最終的に、ではそのビジネス・リスクを導入した場合に、監査基準のどこに、どういう形であらわれるのかというのを最後にご指摘しておきたいんですけども、お手元の黒い表紙の資料がございます。その番号のタグの1番の20ページをご覧頂きたいんですけども、その部分に監査基準の中の実施基準の項目が入っております。ビジネス・リスクというのを考えた場合、基本的には固有リスクと統制リスクとの結合リスクとしてビジネス・リスクをとらえる可能性が高いですので、まず監査、第3、実施基準の1基本原則の1番の中で、固有リスクと統制リスクを暫定的に評価するという部分は、当然これは固有リスクと統制リスクを分割して評定することが難しいから、だからビジネス・リスクを指向するアプローチが導入されたので、ここの部分が変わる可能性が高い。

それから3番のところで、統制リスクを評価するために行う統制評価手続及び監査要点の直接的な立証のために行う実証手続というふうに言われておりますが、ここの部分もビジネス・リスクが入ると変わる可能性が高い。ビジネス・リスク指向監査がトップダウン・アプローチを特徴としている以上、当然、監査計画が一番大きな影響を受ける可能性がありますので、「二」の監査計画の策定のところでは、2番、3番、6番といったところが影響を受けると考えられます。

最後の3番の監査の実施のところでは、これも監査計画の部分が1番で入ってきますので、1番の監査計画のところの影響を受けるでしょうし、2番で内部統制——今、3番監査の実施の中の2番のところですが——監査人はある特定の監査要点について内部統制が存在しないか、あるいは統制リスクが高いと判断した場合は、統制評価手続を実施せずという部分は、当然、こういうことは統制リスクが高いと判断したような場合という、分離した評価手続よりも結合リスクとして評価しますので、できる限りこういう統制評価手続は実施できないとか、実証手続1本に頼り切るといふ監査手続はなくなっていくことになると考えられます。

以上です。

○山浦部会長 ありがとうございます。

ただいまの松本委員のご説明は、一昨年の12月に国際監査基準のリスク・モデルの一連の基準改訂があったんですけれども、そこでのベースになったジョイント・ワーキンググループの2000年報告書、それが主な松本委員のご説明のもとになっているのではないかと考えております。いずれにしても、非常に手際よくまとめて頂きましてありがとうございました。

なお、ご質問もあろうかと存じますけれども、後ほど時間をとっておりますので、次に進めさせていただきます。

続きまして、実務家として監査に携わられております2人の方にご意見を頂きたいと考えております。まず、大手監査法人で監査をされている実務家のお立場から、市川委員にご意見を頂きたいと存じます。

それでは、市川委員よろしく申し上げます。

○市川専門委員 お手元の資料3に基づきまして、私の方からは特に現状のリスク・アプローチにかかわる問題点ないしは今後の見直しの方向性ということでご報告させて頂ければというふうに思います。

リスク・アプローチの話ときによく言われますけれども、前回の議論もあったかなと思いますが、要は監査というものの中身がよく見えてこないという話をよく聞きます。その点は、この1番目の最初の◆に書いてあるんですけれども、監査基準の中におきまして、リスク・アプローチが導入された暁に、すべてどういった手続を選択適用するかというのは、全面的に監査人の判断にゆだねられているというようなたてつけになっているからです。それ以前までは、例えば各項目ごとに、こういった手続を実施しなければいけないということで、ある程度イメージはできたわけですが、現行ではそういった具体的な手続はすべて移されて、監査人の判断でということになったので、中身がよく見えないというような批判をよく受けます。

ただ、実際の運用の立場から申し上げますと、一定の手続を実施すればいいといったような安易な運用の余地も残しますので、こういった経営環境の激しい中におきましては、臨機応変にそういった内容を見直すべきだということから鑑みますと、当然、リスク・アプローチといったような結果にならざるを得ないのかなとは思っているところであります。

ただ、リスク・アプローチの中で一番重要なものが、リスクをどう識別しますかということでありまして、この点は日常生活でも危ないと思えば用心をしますけれども、大丈夫だと思えば用心をしないということになりますので、この辺は監査人の対応の中にある程度ばらつきが出てくるといったこともやむを得ない面があるのかなとは思います。

ただ、余りにも幅が広過ぎますと制度として問題があろうということから、少なくとも最低限ここまではといった線引きは必要かなと思えます。同じ会計事務所の中におきましては、いろんなジョブを転々と回りますので、あるジョブではここまでやっている、このジョブではここまでやっていない、ないしはこれ以上やっているといったようなことで、やるうちに均質化が図られますけれども、それはある意味事務所内での話ということになりますので、業界の中におきましては、ばらつきが出てくる面もあろうかとは思います。

結局のところ、2つ目の◆にあるんですけども、最終的に監査意見を出すとはいうものの、アプローチの仕方が違いますから、監査の内容が異なってくることは必然なわけでありまして。

ただ、監査人としましては、適正だというようなレベルまで監査を実施したということをもって監査意見を表明しているわけでありまして、結果は当然異なるということとは言えません。この辺の保証のレベルというのは、客観的に数値化は困難でありまして、どこまでやったのかということ、心証の域を出ないということではありますけれども、ただ、これを非常に単純に実務上よく説明するわけでありまして、この3つ目の◆の最後の方に「(監査のレベルというものを実務的な観点から単純にいうとすれば、監査実施の結果、重要な虚偽の表示が発見されなかったことをもって、財務諸表に重要な虚偽の表示が含まれていないであろうと推定できる)」ここまで見たんだから、これ以上問題はないんじゃないかという格好で推定できるレベルだと言いかえることができるのではないかと思います。推定できないのがまさにレビューでありまして、見つからなかったと言うにとどまるということですね。

監査はその先行って、見つからなかったの、ないんじゃないかといったような推定ができる。そこまでのレベルということ踏まえた上で、各監査人、実際の現場で対応しているんじゃないかと思っているところがございます。

こういったリスク・アプローチを前提としますと、監査人の対応でばらつきが出てくるとい

うことから、監査基準におきましても、各監査人の判断の局面において幾つか重点的な具体的な取り扱いを示しておきまして、こういった場合にはこういった点を考慮しなければいけないということで、制度として一定のレベルを確保しているのかなと思います。

近年の粉飾事件等を踏まえた上で、今回、監査基準の見直しということでいろんなテーマが挙がっているわけでありまして、そういったことを踏まえて監査の実効性を上げようということからしますと、現状のリスク・アプローチの適用を徹底するという観点から、幾つか工夫が出てくるのかなと思います。

そして「2. リスク・アプローチの適用における監査人の判断」のところに書いてありますけれども、実際、監査人はどういう局面で判断をしているのかということ、ごく単純に3つの局面で説明するとしますと、まず1番目は、リスク評価という局面、こういったリスクがあるのかというところでの判断ということです。それに対応して、こういった手続をすればこういったリスクが軽減できるのかということで2つ目の判断。最後、そういった手続を選択適用した結果、集められた監査証拠を踏まえた上で大丈夫なのかということ、これを最後、評価するんですけども、こういった大きく3つの局面で監査判断をするということが言えるのかなと思います。

こういった監査判断の局面を考えた場合に、リスク・アプローチの重点と申しましうか、一番の重点は、この最初の①のリスク評価の局面であるということは、先ほど申し上げたとおりということでありまして。

この点を強化するということは、例えば具体的にどんなことが言えるかと申しますと、下の方の◆に書いてありますけれども、リスク評価の範囲・深度を拡大するといったことの対応が図られるということが言えるのかなと思います。

また2つ目、リスクに対応した手続をどう選択適用しましょうかという局面に言いますと、例えば監査人が実施する監査手続というのは、期中に実施する内部統制の運用テストの局面と、その後、決算が組まれて、例えば売り上げ幾らと、現金幾らといった決算書を個々検証するという局面、この大きく2つの局面での手続があるわけですが、この中で特に、期末の決算書の手続の局面を重視するといったような考え方を通じて、実効性を担保することも考えられるのかなと思います。

() に書いてあります通り、例えば内部統制に依拠して期末の残高監査を実施しますといった場合には、内部統制に依拠しない場合に比べますと、依拠する方が例えば単純に申し上げますと、期末の残高監査において、サンプル数が少なくなるといった効果が見られるわけでは

ね。したがって、サンプルが少なくなるといった効果を認めないという意味で厳しくするといった対応も考えられますし、また期末の残高を監査するときに、残高を開いて個々の項目ごとにサンプルチェックをするというアプローチのほかに、期待値を求めて全体として検証するというアプローチ、2つあるわけですが、特に期待値を求めて検証する分析的手順、この辺は、期待値の角度にもよるわけですが、安易にこういった分析的手続のみで効率的な監査の実施に走っていることはないかどうかという点を考慮しますと、一定の項目を分析的手続のみによって検証しているというような場合は、一部サンプルチェックする必要があるんじゃないかという配慮が考えられるんじゃないかと思います。

リスク評価の局面ないしはそれに対応する手順の選択適用の局面において、重点的な取り扱いを示すことで実効性を確保するといった考え方があるんじゃないかということが2番目の点であります。

そして2ページ目、「3. 現状のリスク・アプローチ適用上の問題点等」、それでは現状のリスク・アプローチ、現場はどうなっているか報告させていただきますが、この1番目の口にありますとおり、前回の監査基準の改訂におきまして、リスク・アプローチの明確化ということで、ある程度徹底化が図られているわけでありすね。リスク評価の重要性というのは、この前文でもはっきりうたっているところであります。しかも、リスク評価を重視するというだけでなく、いわゆる経営者等とのディスカッションが有効だということの手続、これもはっきり明記されているということから、現在の現場においてはこういった対応が図られているということが既に言えるわけでありす。

問題は、これで不十分なのかという話ではありますが、ここにも一応書いておりますけれども、リスク評価、どこまで掘り下げてやればいいのかというのは、非常に実務上判断が困難な点がございす。先ほど冒頭申し上げましたとおり、リスクを感じるかどうか、大丈夫だなというような形で運用の面で幅が出てくるという話はしましたけれども、当然、この辺のリスク評価の局面におきましても、運用の幅が出てくるという面は否めないのかなとは思ひす。

そういう意味で、この前の改訂におきまして、経営者等とのディスカッションが有効だということで、少なくともこういったディスカッションは実施しなければいけないんだといったような仕方は、実務上のリスク評価の局面の明確化ということで、実効性があつたかなと思ひすけれども、今回、これ以上の踏み込みをするかどうかということが、この辺のリスク評価の重点的な取り扱いのポイントになるのかなと思ひしているところでございます。

実際、リスク・アプローチを徹底するという観点から、逆にチェックリストを用ひますと、

形式的なチェックに陥りかねないといったことから、そういった運用になっていないかといったような一般的な留意事項、各事務所が発信しているのかなと思いますけれども、現場でそういった運用がないようにという対応をしているということでございます。

その点は、2ページ一番下「・」の2つ目にありますけれども、リスクの網羅性というものを重視する余りに、逆に形式的にチェックリストを利用するだけの対応になっていないかどうか注意しなさいというアナウンスがされますし、または一番上にありましたけれども、ある意味リスクを認識してしまいますと手続が増えてしまうことから、リスクを認識しないといった安易な運用にも注意しなきゃいけないということが、この辺のリスク・アプローチ、リスク評価の局面においては、一般的な留意事項として言われるところでございます。

また、リスク評価だけでなく、先ほど申し上げましたリスク評価に対応した手続の選択適用の局面におきまして、「・」の3つ目にありますとおり、分析的手続の適用に過度に偏った運用になっていないかどうかといったことも、あわせて現場に注意を喚起しているということでもあります。

したがって、現状のリスク・アプローチの適用において、個々具体的な問題点があるというわけではありませんけれども、リスク評価の困難性ということから、監査人の中で幅が出てくる面が否めないと、また一般的な留意事項として、安易な運用につながりかねないということから、今回の改訂におきまして、監査の実効性を上げるべく、幾つかの工夫も考えられるんじゃないかなということから、最後3ページ目、「4. リスク・アプローチ見直しの方向性」ということで幾つかコメントさせて頂いております。

もともとリスク評価をするに当たって、この前の改訂におきましては、経営者等とのディスカッションが有効だということから、監査計画の策定段階におきまして、それを実施して、そこから経営者自身、社長自身が例えば把握しているリスク情報を入手して、監査人がそれを踏まえた上でリスク評価をするというようなことは、実務上対応しているわけであります。

ただ、もともとリスク評価というのは監査のためにするというのではなくて、重要な点は、現在内部統制の部会の方でもいろいろ審議されているとは思いますが、そもそもリスク評価という重要な機能は、いわゆる会社の中に組み込まれている機能でないかということから、むしろそういった会社が実施しているリスク評価を踏まえた上で、監査人がリスク評価するといったような方向性も考えられるのではないかということが言えます。ここでの趣旨は、リスク管理体制を検証するというのも重要なんですけども、それ以上に重要なのは、例えば社長さんの方からヒアリングしていろいろ話を聞きました。けども、例えば社長さんの方が大

丈夫だと思ったもの、要するにリスクとっていないものは我々に情報提供してくれないということもありますから、その前の段階、それ以前の段階で情報を取りに行くということも踏まえた上で、対応が考えられるんじゃないかという趣旨で、◆の2つ目に書いていただくとご理解して頂けたらと思います。

そういうことで3つ目の◆でありますけれども、監査人によるリスク評価に当たっては、リスク情報を経営者等から口頭で入手するにとどまらず、リスク評価に係る内部統制の検証との連携を考慮した新たな対応を検討する必要があるのではないかという形でまとめさせて頂いております。

ただ、会社によっては、そういったリスク評価の機能が確立されていない会社の中にはあるかもしれません。確立されていたとしても、いろいろな対応があるかもしれませんので、この辺の具体的な対応というものに関しましては、結局のところ監査人の判断にゆだねざるを得ないことになろうかなと思います。ここまで踏み込んで、監査基準の方で具体的に書くということとは困難なのかなと思っています。

また、リスク評価に関するものだけではなくて、先ほどリスク評価に対応した手続の選択適用の局面で、重点的な取り扱いを示すことで監査の実効性を上げるというような話もしました。そういった意味からすると、最後の◆にありますけれども、そういった局面における見直しの検討も必要なのかなと。先ほど申しあげました実証手続の重視といった観点で、幾つかの留意事項掲げましたけれども、そういった点も検討するといったようなテーマになるんじゃないかなと思っています。

以上、現状のリスク・アプローチを踏まえた上での見直しの方向性についてコメントさせて頂きました。

○山浦部会長 ありがとうございます。

続きまして、最後に比較的小規模と言っては失礼ですが、比較的小規模な監査法人で監査をされております実務家のお立場からのご意見を西川参考人から頂きたいと存じます。

西川参考人、よろしくお願いいたします。

○西川参考人 初めまして、西川と申します。よろしくお願いいたします。

今日、この部会に私が呼ばれたという意味を考えたのですが、恐らく、これからやろうとしているリスク・アプローチ関係のお話が中小法人で果たしてできるのかということ、皆さんはお知りになりたいのかと思ひまして参った次第です。

確かに我々中小法人としましては、リスク・アプローチという手法の実施はかなり、厳しい

ような状況です。特に、協会のレビューが入るようになってから、必ずどこの法人でも指摘を受けているという状況であることは間違いないところですね。

それで、私の方がここに呼ばれた一つのきっかけとなるかと思うんですが、公認会計士協会の東京会で、審査問題プロジェクトチームというのを立ち上げております。そのプロジェクトの中で、結局、それは中小法人が集まったプロジェクトなんですけれども、リスク・アプローチをどのように実行しようかというような話がありまして、その対応をしていくということで、1年間、リスク・アプローチのことについて考えてきました。その点で多少だと思えるんですけども、実務的にやっているのかなという形でここに座らせて頂いております。

今、ほとんど市川先生が言われたことと中身的には似通ってきてしまうかなと思いますので、我々中小法人として現行制度でどのように対応しているのかという、本当に実務的な問題を中心にお話しさせて頂きたいと思います。

まず中小法人でのリスク・アプローチの対応ということですが、これは審査問題プロジェクトチーム内での話なんですけれども、基本的にリスク・アプローチとは何かというところから話は入っていったんですが、簡単に言ってしまうと、本質的なことは、危ないところを重点的に監査しなさいということに尽きるんじゃないかということですね。

現在のリスク・アプローチの手法は、いろいろ出ていますが、そののところはとりあえずそれをどうドキュメントしていったらいいのかということの方法論の1つとして、「リスク・アプローチ」というものがあるのかなというところをえ方をされている方が多かったかと思います。

そういうリスク・アプローチの本質というところを見ますと、中小法人は中小法人で、これは会計士だったら、皆さんすべて同じだと思えるんですが、当然、そういう意味でのリスク・アプローチに基づく監査というのは実施しているんですね。ドキュメントしているか、していないかというのは大きく違うかと思いますが、やっぱり危ないところは重点的にやりましょうということは、先ほど市川先生の方からもありましたけれども、それは当然実行しております。例えば、会社の環境ですとか、新聞記事なんかを読んだり、財務諸表の比較をしたり、それに基づいてリスクの大小に基づいて人員の配置をしたり、そういうことでリスク・アプローチというのを対応はしております。ただ、それをどのようにドキュメントするかというところで、中小法人は、その部分が一番弱いところだと思います。

大手の法人さんに関しましては、システム的にドキュメントのところは完成されておるようです。これには、かなり多額のシステム費用なんかをかけてやられているという話は聞いております。ただ、会計士の業界はかなり寡占化が進んでおりまして、大手法人というのは本当に

大きいんですね。その中での中小法人というのは、30人から50人、私の事務所も30人ぐらいの事務所なんですけれども。その規模の事務所の中で多額なシステム費用などかけられるわけがありませんから、全部手づくりになってしまうわけです。そういう手づくりの中で、やはり実行しづらいという声が出ていることは確かです。

それで、現状としましては、このリスク・アプローチの考え方はたしか平成3年のあたりから始まったかと思いますが、もう十数年たっているかと思います。ただ、今の段階でもやはりレビューアからの問題点として指摘されるケースが結構あるということで、言ってしまえば、まだそんなに浸透していないのかと。改正前の基準でもまだ浸透していないのかと。そのような状況で、ここでまた新しい考え方に変わってくるよというところで、果たして大丈夫なのだろうかと考えられるかと思いますが、私の立場からすれば大丈夫ですとしか言いようがないんですが。そういうところが中小法人の現実的なリスク・アプローチの対応というところですね。

次に、中小法人が直面している問題点、これは先ほどの話とほとんど同じようなことになるかと思うんですが、文書化にかなりの時間を要する。

基本的に中小法人というところは、全体の人数も少ないので、例えば、ちょうど今の時期、3月決算の監査が一番ピークの時期になってくるんですが、そこではほとんど毎日夜遅くまで現場にいまして、ゴールデンウィークなんかほとんど休んだことないような状況でやっている中で、これは1つ例示なんですけど、1度大手法人の方と共同監査したことがあったんですが、そこでのお話だったんですけど、私は社員という立場で、そのクライアントに共同監査として携わっておりました。その場で、私が勘定科目の監査をやっていると、相手の大手の監査法人の方は驚いているんですよ。何で先生が科目やるんですかというような形で驚いておられたんですけど、それはやはり中小法人だから私も含めて皆で全部見なくちゃいけないですよというような説明をさせて頂きました。これにはかなり驚ろかされているような状況でした。とにかく人数が少ないということで、制限が出てしまうというところが1つあります。

それで、なぜ人員が少ないからこれができないのかということになってくるかと思うんですけど、実のところ申してしまいますと、基本的に今まで実証手続を中心にやってきました。それで、リスク・アプローチというのが、本質は違うんですが、基本的に文書化しなくちゃいけないということで、単なると言ったら少し語弊があるかもしれないんですけど、通常実施している手続の追加手続としてやらなくちゃいけない。最終的に監査が終わった段階で、その書面をつくっておかなくちゃいけない。これはリスク・アプローチやっていないというこ

とではなくて、それを文書化しなくちゃいけないというところで、その文書化の部分が追加手続となってしまうという形でとらえて頂きたいと思います。

それで、これは本当に私個人的な意見なんですけれども、公認会計士というのはやっぱり職人であるべきかなと思われま。いろいろな事象1つとりましても、例えばリスクの評価をどうするかということを取りましても、ある程度経験に基づく勘みたいなのが出てくるのかなと。その勘の部分はどうやって文書化するのかという意見も多少出ていました。

それから、②のところの下3つ、これは先ほど市川先生が言われたこととほぼ似通ってくるのかなと思います。これはやはり大手法人であっても、中小法人であっても同じような問題が出てくることだと思います。固有リスク、統制リスクの評価の困難性というところですが、旧基準といいますか、前のリスク・アプローチですと、それぞれの事象、例えば固有リスクというのは、基本的に経営環境チェックリストのような実際のツールがあるんですけれども、そのツールを埋めていく、それがいいかどうかというのは先ほど市川先生の方でお話がありましたけれども、それを埋めていきます。それでリスクあり、みたいところで書かれたものが、ここがリスクが高いから全体としてのリスクがどうなるのかという評価が難しいのと、この事象はリスクが高いのか、低いのか、中なのかと、その辺の判断、やはりこれは個々の会計士によって変わってくると思いますし、その部分をどういうふうにドキュメントするのかというところが、一番困難なところだということになっておりました。

それから、これはちょっと細かい話になってしまうかもしれないんですが、各リスクと勘定科目との関連づけということで、今まで使っていた固有リスクというのは、もともと勘定科目との関連づけというのは困難とされていました。ですから、例えばこの新しいリスク・アプローチにおいて、これを重要な虚偽表示リスクというところの全体を示すものだよとあらわしてくれるところは、確かにありがたい部分かなと思われま。

それで、あとは実際には統制リスクの部分というところは、運用テストというところで、サイクル概念を使って実務上対応しているケースが多いのではないかなと思います。例えば販売サイクルですとか、購買サイクルですとか。そういうサイクルに従ってやっていくことが多かったかと思うんですが、これがどのように勘定科目とかかわってくるのかというところが、結構結びつけが困難だったというところがあります。

最後の「・」のところですが、各リスクの評価結果と監査手続との関連づけ、これも市川先生の方からお話があったかと思いますが、これは法人によって違うかとは思いますが、基本的に監査を実施するに当たっては、監査手続書というものを作成します。とりあえず計画の段

階でつくりました監査手続書、これで例えば固有リスク、統制リスクが高いために、発見リスクの方は低く抑えなくちゃいけない。だから、これは結局、手続の増加に方につながってくるんですが、この対応としましては、やっぱり手続を追加するとか、スコープを広げるとか、そういうことで対応していくような形になってくると思います。

内部統制良好で、その有効性も非常に高いということであれば、発見リスクは高く設定して構わないというような状況になるかと思うんですが、この場合は手続の省略をしいのかどうか、その最初に作成した監査手続の省略をしいのかという話になってきます。これは実際問題として、レビューアーに手続を省略したものはかなり突っ込まれます。理由を書いたとしても、かなり突っ込まれるところです。そういうようなレビューアーとの確執みたいなものもありました。

全体的に見て、私も昔よく教えられたことなんですけれども、監査は100点とらなくていいですよ。合格ラインが60点であった場合、70点取れていれば基本的には合格なんです。どのような監査を実施したとしてもすべての虚偽表示を発見できるわけではありませんので、その辺はやはりある程度ビジネス・リスクを重視したアプローチということでやっていけたらなという形には考えております。

次に新制度に変わることによる実務的なメリットですが、次の新制度で考えられる問題点と、考慮すべき部分、要望事項、この部分につきましては、新しい報告が出たのが3月31日でありまして、とりあえず私、審議会があるということでとり急ぎと読んだんですけれども、完全に理解しているわけではありませんし、まだ実務的に行っているわけでもありませんので、何も言えません。しかし、少し気になったところを何点か申し上げますと、実務的なメリットというのは、やはり先ほど申し上げましたように、固有リスクと統制リスクを結合した虚偽表示リスクという概念によって幾らかわかりやすくなっているのかなということが言えるかと思えます。

それから3番のところで、新制度で考えられる問題点ですね。これは審査問題プロジェクトチームの方からも出ているお話なんですけれども、先ほども申し上げましたように、旧基準でのリスク・アプローチというのは、平成3年から制度化されてから十数年たっていて、まだ十分に浸透していない。すべての監査法人が完全に実施できていないという現状を見ますと、今の段階でまた新制度に変わります。変わったところで、各会員に浸透するまでにはかなりの時間を要するのではないかと考えられます。それが何年になるのかということはありませんが、しかし、ある程度前段階でのリスク・アプローチというのをしているので、基本

的にはそこによりは浸透するのは早いのかなとは思われますが、それにしても全会員に浸透するまでにはかなり時間がかかると思われます。

あともう1つ、リスク・アプローチは確かに実施しなければならないということはわかるんですが、中小法人のクライアントというのは、超大手企業というよりはやはり中小規模の会社が多い。そのようなことは一概にはいえませんが、中小規模の会社が多いということを考えると、会社の規模に応じた対応というものができないものだろうか。そうすると、ダブルスタンダードという状況になってしまうという嫌いがあるかもしれないので、難しい話かもしれませんが、やはり会社の規模に応じた対応、実証手続のみで全て見れますよというような小規模企業まで、完全なリスク・アプローチによる監査を実施しなければならないのかということも1つ問題点として挙げられておりました。

もう一点、東京会の審査問題プロジェクトチームの方で行なってきた活動というのは、どういう仕事かといいますと、一言で言えば、ドキュメンテーションの例示なんですね。それは今までの会計士協会等から出されている報告書等をサンプルに、それぞれの調書をどのようにつなげていくのかということを中心にやってきました。それぞれのつながりがわからないという話が結構ありましたので。

ですから、新しい制度になった場合に、これは会計士協会の方へのお願いになるかもしれませんが、協会として、これは先ほどの市川先生のご意見と少し反してしまうかもしれませんが、基本的にマニュアルみたいなものはない方がいいんじゃないかという話もありましたが、ただどのような調書を作成すればいいのかという例示程度、これはやはり出して頂いた方が、今後の対応としてやりやすいんじゃないかなと。それに固執する必要はないと思いますけれども、このような流れでリスク・アプローチに対応する調書を作成しておけばレビューアから指摘を受けないというようなツールは、やはり出して頂きたいということは考えております。

ちょっと脈絡のない話になってしまいましたが、とりあえずこれで終わらせて頂きます。

○山浦部会長 ありがとうございます。

ただいま西川参考人の方から中小監査事務所でのリスク・アプローチのもとでの監査の業務の実態についてご紹介頂きまして、非常に参考になりました。

ただいまの松本委員、市川委員、西川参考人のご意見を踏まえまして、ビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチの導入に関しまして、皆様からご質問やご意見を頂戴したいと存じます。どなたからでも結構でございますけれども、ご発言ください。

八田委員どうぞ。

○八田委員 お三方のお話は大変勉強になりました。ただ、私の理解によりますと、松本委員と最後の西川委員のお考えは立場は全く違う実務家という立場と学者という立場が違うわけですが、基本的におっしゃろうとしていることは非常に近いものを感じています。それに対して市川委員は、内部統制絡みのことでお話しされていますので、それほど概念的に何か違ったというのではなくて、それに対する扱い方の問題ではないのかという感じがします。

そこで、2つ質問させていただきます。というよりも、そういう考えでいいのかどうかということです。松本委員が、このビジネス・リスク・アプローチについてのお話の中で、最終的にビジネス・リスク指向監査の内容というところで、幾つかの特徴、資料の2ページにお示しのところで、例えば資料2-1の(3)で、ビジネス・リスク指向監査では、監査に対するトップダウン・アプローチ、つまり責任者がちゃんと監査をせよということを強く指摘している文章に受け取れるわけです。

実は、エンロン事件以後、アメリカで生じている監査に対する不信感といいますか、あるいは関係当局から見た会計不正あるいは監査不祥事という問題と、学者の目を見た20世紀末から21世紀に起きたこの監査不祥事に対して、ほぼ同じような指摘がなされているんです。それは大法人といえども、いわゆる組織的監査といいますか、あるべき姿の品質が保てるようなシステムティックな監査が実施されておらず、言うならば、ただ大組織が行っていた監査ではなかったのかと。つまり、そこには魂が入っていない。もっと具体的に言うならば、複数の現場に精通しない、あるいは未熟練監査人が行っていたことによって、十分に企業側のリスクを摘発・発見できなかったんだと。それは翻って、日本の大監査法人についても一部言えるのではないかと。

例えば監査報酬の問題を言うときにも、企業側の方はいわゆる関与社員とか、本当にわかってくれる方は1回か2回しか面談に来ない。あとは現場の若手の方、場合によっては2次試験合格者が直ちに来て、逆に企業の経理部の方が教えてあげている。これでは幾ら報酬を上げてほしいと言ってもだめですよということから、実は学者の分析の中に、やはり今後の新しい制度の中では、熟練会計士がちゃんと行わなきゃいけないんだということで、かえって事務所ベースで行くならば、中小の方がクライアントにとっては高い評価が得られている部分もあるということです。

ただ、これは一概に規模の大中小ではなくて、要するに事情に精通した熟練会計士が、プロフェッショナルリズムをちゃんと堅持した形で、1から100までちゃんと見通せるような監査を

行っていると、これがいわゆる本来の姿のビジネス・リスク・アプローチという考え方につながるのではないかなという気がしているんです。

そういうふうに考えると、松本委員のお話は私は非常によくわかりますし、今、西川参考人の悩みは、実は中小だからって、かなり本音ベースでおっしゃっておられましたけれども、例えば具体的勘定科目をなぜ社員レベルが行うのか。別に、それは何も恥ずかしいことではなくて、それこそ企業にとっては非常にうれしいことなのかもしれません。こういったことが監査基準の中で、あるいはルールの中で記述することができるのかどうかという、1つ悩みがあるんですが。

西川参考人に、私、もう1回確認させて頂きたいんですが、中小であるから、中小であるからということで、再三お話しになっていますが、中小のレベルも日本には150以上の監査法人がありますので、4つの巨大監査法人を除くと、あと140幾つが中小という、こういう考え方でまず1点、よろしいのかどうか。

そして、もしその場合に、先生がおっしゃった監査は100点とらなくてもいいんだと。70点、60点と。それは私は結果論であって、合理的な証拠を、あるいは合理的な保証しかできないという意味での水準が80点とか90点という話であって、実際に現場では、限られた時間と与えられた作業工程の中において、私は100%投入しているはずだと。最初から80%でいいという、そういう話はないと思うんですけれども、やはりこのリスクをベースにした議論でも、それはそのようにお考えなんでしょうか。

それからもう1つ、先生のリスク・アプローチに対する一番の悩みはドキュメンテーションの話です。つまり、確かに私も、この21世紀に一番問題になっているのは、事後的に自主規制が一部崩壊したことによって、第三者、これが同じプロフェッショナルなのか、あるいは規制当局なのかわかりませんが、それが監査結果について吟味・検証する。日本でも品質管理レビューのモニタリングを公認会計士・監査審査会が行うということがあります。それに対して、やはりアカウンタビリティ、監査人が今度説明責任を果たさなければいけないということから、多分ドキュメンテーションの問題があると思うんですが、それは見られる、見るにかかわらず、少なくとも監査調書などはレビューしているわけですから、当然ながら監査責任者は最終的に文書化の中で判断をしているわけですが、そんなに大きく変わるんでしょうか。この2点について教えてください。

○山浦部会長 西川参考人よろしいでしょうか。では、お願いします。

○西川参考人 それでは、お答えさせていただきます。

まず、質問事項は2点ということでしたが、3点と理解しております。まず初めのところで4大法人以外は中小なのかということなんです、これはなかなか難しいところで、中には100人以上規模の監査法人もありますし。ただ、やはり4番目から5番目のところには、かなり大きな差があると思うんですね。私見として言わせて頂ければ、5番目以降は中小の監査法人と見ていいんじゃないかなと思われます。

それから次に、点数づけの話ですね。これは確かに八田先生のおっしゃるとおり、我々ははじめから80点を目指した監査を実施しているわけでありませぬ。基本的には100点とるつもりで監査し、その結果80点でした。しかし、それは60点という合格ラインからすると合格ですというような形になるので、確かに八田先生のおっしゃっているとおり、目標を80点に置くということではなくて、目標は常に100点に置いていますよということ考えて頂いていいかと思えます。

それから3番目なんです、3番目はすみません、何でしたでしょうか。

○八田委員 ドキュメンテーションの問題です。

○西川参考人 ドキュメンテーションの問題ですね。確かにこの問題は、中小の法人全体にわたって言えるかどうかはわからないんですけども、お話伺ったところによりますと、実証手続におけるドキュメンテーションについては、レビューアーに特に指摘を受けていない。ところが、リスク・アプローチの部分の考え方に基づくドキュメンテーションに関しては、かなり指摘を受けているというお話を伺っております。その他には審査の点ですとか、様々な指摘事項はあるんですが、やはり最大の問題はリスク・アプローチによる監査手法をどうやって調書に残すのかというところが、中小法人で一番見えないところではないのかなと思います。

しかし、制度としてレビューが入るからには、きちんとしたドキュメンテーションをしなければならないということは当たり前ですし、基本的にはやはり説明責任というものも出てくると思いますので、その辺はやっぱり中小法人の方としても、それは常に頭の中には入れている。しかし実際問題として、どうしたらいいのかわからないという部分ですね。その疑問に対して私どものプロジェクトチームが、こうしたらどうですかというようなドキュメンテーションの手法をとりあえず出していただけるといいですねというような状況になっています。

○山浦部会長 八田委員、よろしいですか。

○八田委員 結構です。

○山浦部会長 どなたかほかにご意見。

内藤委員、どうぞ。

○内藤臨時委員 今日ではビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチというのがどういうものかというのを、まず多分理解すればいいんじゃないかなというふうに思うんですが。最初に、市川先生の資料3のご報告の2ページで確認をさせて頂きたいんですが、監査基準の前文が上に書いてございまして、これがリスク・アプローチの明確化、リスク評価の位置づけということの意味合いで出されてきているわけなんです、ここに書いてある□で囲んである中のリスク評価という意味と、先生がお書きのその下、◆の「リスク評価に当たっては」という段落と、その次の「しかし、リスク評価をどの程度掘り下げて実施するか」という場合のリスク評価の意味は、この上の監査基準の前文で書いてあるリスク評価と同じでしょうか。私が見ると違うと思うんですが、同じなんですか。それをまず確認をお願いしたいと思います。

○市川専門委員 これはちょっと説明が難しいんですけども、私の言いたい趣旨は、今回のある意味見直しにおきまして、いわゆるもっとアンテナを張ってという趣旨とともに、今、深度深くと最初に申しあげましたけれども、ある意味リスク評価というのはこれまでもやっけて、現状でもやっていますよと。さらにその範囲を拡大する、ないしは深度を深くするという趣旨でのリスク評価といったような運用を、心がけるべきではないかという意味で使っておりますので、広い意味でリスク評価という意味では、私は一緒というふうに考えています。

○内藤臨時委員 上の監査基準で言っているリスク評価の位置づけは、あくまでも監査リスクの構成要素のリスクに対する評価だと思うんですね。それは、その中にありますけれども、「リスク・アプローチの考え方は、虚偽の表示が行われる可能性の要因に着目し、」そして、6行目ですけれども「リスク・アプローチに基づいて監査を実施するためには、監査人による各リスクの評価が決定的に重要になる。」この「各リスク」の各リスクというのは、固有リスク、統制リスク、発見リスクの評価が決定的に重要です。その評価をする場合には、次の段落に書いてある情報を入手するというのが大事だし、これらのリスクを評価するに当たっては、経営者等とのディスカッションが有効であると書いてあるわけですね。ですから、ここは固有リスクだとか、統制リスクだとか、発見リスクの評価が決定的に重要であると言っているの、先生がお書きの下のリスク評価というのは、これは内部統制の中の機能の1つとしてのリスク評価、いわゆる今日お出しになっているビジネス・リスクの評価をきちっと行って、統制上どういう仕組みをするのかという意味でのリスク評価というふうに読めるんですが、監査基準上のリスク評価はそういうことではないと思うんですね。

別に、そこに私の質問の主眼があるということではなくて、松本先生の報告に戻るんですけども、ビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチという表題で、リスクがいろいろな

ところに出てきて、リスクの解釈に多義性があるんじゃないかと今日ご報告を聞いていて思うんですね。

そのビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチ、ここは学会の場でないので、ではビジネス・リスクを重視しないリスク・アプローチというのはどうなるんですかという質問をしてもいいかと思うんですが、そういう質問はちょっとやめて、ビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチというのは、現行基準で言っているリスク・アプローチの仕組みを変更しなければならないようなものなのかどうかということ、まず理解しないとイケないと思うんですね。

企業のビジネス・リスクを考慮して、リスク・アプローチを適用しますという意味で本日の審議が進行しているというか、ビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチという表題であれば、リスク・アプローチという方法論、監査を行う上での方法論を変更するような点はなくなるんじゃないかと思うんですね。

ところが、松本先生のご報告を伺っていると、ビジネス・リスクは事業目的を達成できない可能性である。そういうものがビジネス・リスクであると。それを重視してリスク・アプローチを適用すればよい。そうなってくると、リスク・アプローチに言っているリスクは、監査を行った結果、重要な虚偽の表示を見逃してしまう可能性を言っていますよね。

ビジネス・リスクのリスクは、そのビジネスを行った結果、事業目的を達成できない可能性を生むようなものは何か、そういう意味でリスクを使っていますよね。ここは違うわけですね。そうするとビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチという場合に、事業目的を達成できない可能性と重要な虚偽の表示が見逃されてしまう可能性、ここにどういう関連性があるかということをはっきりしなければならないと思うんですね。

そうしますと、松本先生の資料の2ページ目の一番下ですね。リスク評価の対象というところで見ますと、その2行目からもう1度見ますと、これは「企業のビジネス・リスクを幅広く検討するものであり、その中には当期の財務諸表に重要な虚偽表示が含まれる可能性だけでなく、将来の財務諸表に影響するリスクも含まれる」というふうに書いてございます。そうすると、これは短絡的に見ると、「当期の財務諸表に重要な虚偽表示が含まれる可能性」、これを検討するのがこれまでのリスク・アプローチだったわけですね。それだけではなくて、将来の財務諸表に影響するリスクも見るのがビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチだという解釈だとしますと、これはビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチの場合のリスクは、現行の監査基準で言っているリスク・アプローチにおけるリスクではなくて、それに加え

て将来の財務諸表に影響するリスク、これは先ほどのビジネス・リスクを検討することによって、将来の財務諸表にどのような影響があるかというリスクも含んで監査上、対応しなければならぬというふうにも読めるんですね。

というわけで、今日のいろいろなところでリスク評価という言葉、先ほどの市川先生のところもそうでしたけれども、このビジネス・リスクの問題と、監査上のリスク・アプローチで言っているリスクとの関連性についてどういうふうに理解されているのかというのを、もう1度教えて頂きたいと思います。

○山浦部会長 松本委員、よろしいでしょうか。

○松本専門委員 若干ややこしいご質問したとは思いますが、従来から言われていますリスク・アプローチのリスクというのは、確かに監査リスクですので、リスク・アプローチと言った場合でも、監査リスク・アプローチないしは監査リスク・モデルと言うのが正しい呼び方だと思います。その場合、監査リスクと言った場合は、会計士のサイドから見たリスク評価ですので、視点がまず違う。ビジネス・リスクの場合は、そこの定義でもございますように、企業がその事業目的を達成できない可能性ですので、あくまでも経営者サイドから見たリスクというふうに、視点の違いがまず1点挙げられると思います。

ビジネス・リスク、つまりその企業の経営者のサイドから見ているビジネスの失敗する可能性を監査人がそれを評価するわけですが、その結果が、リスク・アプローチにどう反映されるのかという問題なんですが、直であらわれるとすると、経営者の考え方とか経営者の選好パターンとか、そういった問題というのは、直接的には直近の財務諸表には影響する可能性はないと思います。ところが、潜在的にはどういうリスクであろうとも、最終的な形は数字として財務諸表に反映されるはずですので、そのビジネス・リスクと言った場合には、従来の監査リスク・モデルで言われていた固有リスク、統制リスクよりも、もう少し市川先生がおっしゃっていましたように、奥深くかつ幅が広いのではないかと理解しております。

ビジネス・リスクと言った場合、それは企業を取り巻くリスクすべてを含みますので、当然、固有リスクも統制リスクもビジネス・リスクの中に含まれていると考えます。

以上です。

○山浦部会長 内藤委員。

○内藤臨時委員 固有リスクも統制リスクもビジネス・リスクに含まれると言われてしまうと、それも困ると思うんですね。というのは、ビジネス・リスクはあくまでも、先ほども言われたように、企業側が事業目的を達成できない可能性、こういうのはいっぱいありますよねという

わけですよね。そういうのにも着目しながら、監査リスクをどういうふうに抑えていくのかというのを監査でやらないといけないわけです。

もし、これまでやってきたリスク・アプローチの監査リスクの中の固有リスクとか統制リスクという評価が難しいので、これを結合した形でのリスク評価をするというときに、ビジネス・リスクをもっと広く考慮してやりましょうというだけの話が、ビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチではないかと、私は思うんです。ですが、何かそのビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチが、現在のリスク・アプローチと根本的にどう違ってくるのかというのがもっと明確にならないと、どういうふうに監査基準にそれを織り込んでいくかというのが、なかなか難しいのではないかと印象を持つんです。

そこで、そういう問題意識がもし正しいとすれば、国際監査基準がそういうふうに言っているかどうかは別問題として、このビジネス・リスクの中でもいろいろなリスクがございますけれども、今の我々の監査基準上問題となっている、前回申し上げましたけれども、ゴーイング・コンサーンの問題だとか、経営者の不正問題だとか、そういったゴーイング・コンサーンのリスクだとか経営者の不正のリスク、こういったものはそれを重視したリスク・アプローチになっていると思うんですね。そういう意味で、その観点だけで言うと、現行のリスク・アプローチはすでにビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチとなっているだろう。

では、それ以外に、さらにビジネス・リスクの考え方をゴーイング・コンサーン・リスクとか、経営者の不正リスクを超えて監査でも取り扱うということになると、例えば事業戦略リスクというのがあるでしょうし、あるいは環境リスクというのもあると思うんですね。そういった事業戦略リスクとか環境リスクといったものも重視したリスク・アプローチをとりますよ。それが固有リスクや統制リスクの評価上も考慮しなければなりませんよというところまで広げていくということだから、特にビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチという使い方をするんだという理解なのかというのが、まず1つ目の質問です。そういう理解で行くのでしょうか。もしそれが間違っていたら、違いますよ、こういうことですよということを教えて頂きたいのが1つと。

それから、ゴーイング・コンサーンのリスクだとか、経営者の不正のリスクを財務報告の部分に限って見るというのは、客観的な証拠というのがつかみやすいんですね。そのリスク自体の大きさというのがつかみやすいわけです。ところが、事業戦略リスクだとか、環境リスクというような、もっとほかにもいろいろあると思いますけれども、そういうのは客観的につかむことは非常に難しいリスクですね。事業戦略を立てて、それが成功するか、しないかなんてい

うのはだれにもわからない話で、それが無謀だからリスクが高い。いや、これまでの常識から考えて、穏健だからリスクが低いなんていうことを言うと、企業の成長は多分ないと思うんですね。無謀だと思うところにも、やっぱりリスクをかけてある程度進出するというのが、経営戦略上の大事な点ですから。

そうしますと、そういった広い意味でのビジネス・リスクまで手を広げてしまって、リスク・アプローチをやっていますよということになると、そのリスク評価の根拠というか、それが戦略リスクだとか、環境リスクの見積もりにもつながっていくわけですが、その客観性というのはどうやって担保するのかなと。そんなこと本当にできるのかな、財務諸表監査でそこまでなぜする必要があるのかなということにならないかという、そういう批判があり得るんじゃないかと思うんです。そういうのはこういうふうに解釈するかそれが現在の国際監査基準で言っているビジネス・リスク・アプローチですよというのを教えて頂ければと思います。

○山浦部会長 どうしましょう。次に、加藤委員も控えていますので、むしろ加藤委員の方がこの点は的確な回答が得られると思うので、まず松本委員いかがでしょうか。

○松本専門委員 内藤先生と私の言っている内容に関して、一番違うなと思ったのは、ビジネス・リスクのとらえ方だと思うんですが、基本的に監査リスク・アプローチでは、ビジネス・リスクの中から監査人が必要と認めたものを固有リスクと統制リスクとして抽出して理解していたというふうに、私は理解しております。ですから、すべてのリスクはビジネス・リスクの中に含まれていると理解しておりますので、例えば事業戦略リスクにしる、環境リスクにしる、それは本来であれば監査人の側で固有リスクとしてとらえられなければならなかったものであるにもかかわらず、従来のアプローチからすると、財務諸表項目からのボトムアップのアプローチで、財務諸表項目の中の固有リスクというのを重視していたので、企業全体が置かれている統制環境を含む固有リスクというものが抜け落ちていたのではないかというのが、ビジネス・リスク指向監査の中の重要なまず1つ目の点だと思います。

ですから、それは内藤先生のように、事業戦略リスクのようなビジネス・リスクが従来の監査リスク・モデルの中に新たに加わったというふうに理解するか、あるいはもともとビジネス・リスクの中には、事業戦略リスクや環境リスクというものが含まれていたにもかかわらず、従来のアプローチでは、それは重視されていなかったというふうに理解するかの違いだと思います。

もう1つのビジネス・リスク指向監査のようなビジネス・リスクが際限なく評価対象として広がっていくと、その評価対象の客観性はというふうに確保するんでしょうかという問題点

なのですが、客観性は必ずしも私は必要だとは思いません。証拠のほとんどすべては監査人の心証で確保されるものですので、心証にはっきりした客観性が確保できるものというのは、はっきり言ってしまえば、実証的テストでやるような現金の実査みたいな形でないと入手できません。したがって、すべてのものが心証であるというふうに理解してしまえば、それは主観的な証拠ばかりという形になりますので、客観性を担保する方法はドキュメンテーションで事後的にその監査人が確保した主観的な心証が、だれが見ても合理的であるということが文書化によって証明できれば、それは私は十分だと思います。

例えば、先ほど申しましたが、エンロンのビジネス・モデルからすると、あれは電力の余っている会社から電力の余剰分を買い取って、それをマーケットメイクするというビジネス・モデルをエンロンがつくり上げたわけですが、そのマーケットメイクしている当事者の電力余剰分を買い取る立場にエンロンがなっている。その電力を買いいたい州から注文が出てくると、エンロンがその電力余剰分を売るというビジネス・モデルだったわけですが、当時もてはやされたそのビジネス・モデルは、確かにマーケットメイクをしたという意味では非常にすぐれたビジネス・モデルだったんですけれども、逆に言うと、電力余剰がだれも買い取ってくれないことによって発生するかもしれない損害をこうむるリスクを、エンロンが一手にかぶっていたという短所もあったわけですので、それは財務諸表上にどのような形であらわれるかは、客観的に証明できないわけなんです、事業戦略をビジネス・リスクとして評価する場合、それは非常に評価しておくべきだったリスクではないのかなというふうに、私なんかは、今から考えると理解しております。

以上です。

○山浦部会長 内藤委員どうぞ。

○内藤臨時委員 今のご説明で、端的にこの点だけ確認したいんですが、事業目的を達成できない可能性が高いところは、財務諸表上、重要な虚偽の表示が発生する可能性が高いというふうに見るということですね。それを前提としていますねということですね。

○山浦部会長 いかがですか、松本委員。

○松本専門委員 事業目的が達成できない可能性が高い、要するにビジネス・リスクが高いという会社の場合、虚偽の表示に至る可能性も高いですし、ゴーイング・コンサーン上問題が出る可能性も高いというふうに理解します。

○山浦部会長 よろしいですか。あわせて加藤委員、今の内藤委員のご質問ですね、要するにビジネス・リスクは重視するという、ここで提案されようとしているアプローチと、それから

従来のリスク・アプローチ、どこがどう違うかという、結局、そこなんです。それをまた改めて前回の改めてご説明頂くようなところがあると思うんですけども、ちょっとよろしいでしょうか。

○加藤臨時委員 私は、一言でこのビジネス・リスク・アプローチといっても、本当の純粋な意味でのビジネス・リスク・アプローチと、ここに松本先生が書かれているようなビジネス・リスク指向監査と言われる、要はビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチとは、ちょっと意味合いが違うんだと思うんですね。

今、内藤先生の方からお話のあった事業戦略リスクとか環境リスクとか、そういうものまでリスク評価をして根拠を明らかにして、客観的なデータを与えられるかどうかということは、私はそれは純粋な意味でのビジネス・リスク・アプローチの場合の話だと思うんですね。

例えば、今、現実にある会計研究学会のグループの先生方がやられていますが、ゴーイング・コンサーン・リスクを数値化するというモデル、これをつくろうとしている研究グループがあるんですけども。このように過去のいろいろな会社を研究して、こういう財政状態、こういうような経営者がいたら、その会社はゴーイング・コンサーンに至る確率はどのくらいだというような数値モデルをつくって、それを自分たちが監査している会社に当てはめて、この会社はゴーイング・コンサーン・リスクの数値化すると幾つだというようなことをすると。あるいは事業戦略リスクについても、何らかの形で数値化するようなモデルをつくって、それを数値にあらわすと、客観的なデータにすると、それが本当の意味での私はビジネス・リスク・アプローチだと思うんですね。

だけど、私が理解しているところでは、過去にある大手の監査法人がそれをトライしたんですね。実際にそういうことをやろうと、純粋のビジネス・リスク・アプローチをしようと。現実には、やっぱり難しい。そんなことだけで時間かかって、本当の意味の監査には入れないということで、それはどうもやっぱり実務上無理だと。それで、どちらかというビジネス・リスク的な、ビジネス・リスクを重視するんですけども、そんな数値化とか、客観的データとか評価まではいかないけれども、というような形で、今のビジネス・リスク指向的な監査があるんだと思うんですね。

サンプリングにも、統計的サンプリングと非統計的サンプリングがあるんですが、統計的サンプリングも、一時、監査の実務ではこれは理論的にすばらしいということで、統計的サンプリングがはやったことがあるんですが、結局は実務に対応できない。そんなことしていたら、サンプリングの数がふえ過ぎて、実際にもう監査のコストと見合わないということで、今、ほ

とんどの会社が非統計的サンプリングでやっているんですね。それと同じようなことが、私はやっぱりビジネス・リスク・アプローチにもあるんだと思うんですね。

ですから、私は今、ここで松本先生がお話しして頂いたこと、あるいは私も前回言ったのは、純粹の極限にあるビジネス・リスク・アプローチではなくて、もう少し伝統的なリスク・アプローチに近いところだけれども、ビジネス・リスクを従来よりも重視するという意味での位置づけだと思うんです。そういう意味では、広い範疇では、私は今のリスク・モデルとそんなに大きくは変わらないと思います。

ただ、具体的な私どもの実務の面で行くと、結構変化がありまして、私ども今、言われているのは、従来は、私どもが会社の人と接するのは、ほとんど会計とか財務とか、財務諸表に直接関係する人たちとの接点が一番多かったんですね。それじゃだめだ。もっと会計とか財務に直接結びつかなくても、例えば社長なり、専務なり、あるいは営業、技術とか、直接財務に関係ないような人、マネジメントとも会って、会社全体のことを理解しなさいというように言われているんですね。

そして、私どものいろいろなチェックリストなんかでも、今まで余りなかった値段の決め方はどうしているとか、いろいろな直接、すぐには財務諸表に結びつかないようなことについても、一応検討して、それが財務諸表に結びつく虚偽表示リスクになるのかどうかという判定をしなさいということで、一般的なビジネス・リスクの中から、さらに財務諸表に直接結びつくような虚偽表示リスクを拾い上げていくというような形に、今、なっています。

そういう意味では、私は前回説明した中にも、ビジネス・リスクの中には買収リスクとか、新製品開発失敗リスクとかあるけれども、こういうのは多分、今すぐ何か財務諸表の虚偽表示リスクになることはないでしょう。ただ、重要な顧客倒産リスクとか、返品リスクとか、時価変動リスク、こういうものも場合によったら、ビジネス・リスク、経営リスクですが、こういうものはその対応する勘定科目なり、取引によっては固有リスクになるということで、やはり幅広いビジネス・リスクの中から、財務諸表に結びつく固有リスクを拾い上げていくという必要性が出てきているということだと思うんですね。

ですから、トップダウン方式になったこととか、結局は、財務会計に関係ない人たちにも会いなさいとか、非常に幅広い知識が求められているという点においては、従来の伝統的なリスク・アプローチからは、やはり変わっているんじゃないかなという気がします。

ただ、大きなフレームワークの中で、枠組みの中で、今の監査基準と違うのになっているのかというと、そうではない。ただ、実務の面で私は変わってきているということだと思います。

○山浦部会長 ありがとうございます。

内藤委員どうぞ。

○内藤臨時委員 一言だけつけ加えさせて頂きたいんですけども、ビジネス・リスクをいろいろ広げたときに、客観性ということを行いましたけれども、これは結局、松本先生の方からは心証形成という話も出たんですけども、今の監査をめぐっては品質管理の問題が非常に重要視されていて、そこでのドキュメンテーションが非常に重要になってきているわけですね。

現在の固有リスク、統制リスクをどう評価したかというドキュメンテーションの大変さ、ある発見リスクの水準をそういうふうにしたということの根拠としてのドキュメンテーションの大切さ、これは非常に重視されているわけですね。そういう中において、このビジネス・リスク、今、加藤先生が言われた点、完全に同意するんですけども、そういうのを多く見て、財務諸表の重要な虚偽の表示につながるようなリスクについては取り上げてくださいというときに、客観性というのは、私は、統計的とか数学的なモデルでの正確性まで言うてなくて、いわゆる合理的な証拠というんですか、その根拠となった合理的な証拠についてのドキュメンテーションが、そこまで手を広げて本当にできるのということも考えておかないといけないんじゃないでしょうかということでも申し上げただけです。それだけつけ加えさせてください。

○山浦部会長 これは、部会長の方で、今、ビジネス・リスクの監査基準に入れる、そのためのいろいろな問題点を整理しているところですけども、実は、私の考え方というか、とらえ方も、実は今、加藤委員の方とご指摘のところと私は余り変わらないとは思っているんですね。

と申しますのは、確かに2000年のジョイント・ワーキンググループの報告書、これが今の国際監査基準の基準づくりのベースになったんですけども、そこでは明確にビジネス・リスク・アプローチという言葉を使っているんですけども、ただ、実際に中身を見てみる、それからその結果を受けたISAの改訂の中身を見ると、要するに従来のリスク・アプローチの仕組みの中に、ビジネス・リスクの評価も大事だ。その中から、虚偽表示に結びつくような問題はときどき見落とされている。だから、したがってそういった視点からこのリスク・アプローチを見直して、そしてリスクを虚偽表示のリスクを、ある意味では大局的な、マクロ的な視点から見ると、それから場合によってはアサーション・ベースまで落とし込む、そういった作業が監査人に求められているんだ、こういう形で今の基準がつくられているように思うんですけども、こういった理解でよろしいでしょうか。

先生、会計士協会の基準委員会の責任者でもあられますので、一言だけ、その点だけ確認さ

せて頂きたいんですけれども。

○加藤臨時委員 私はそういう考え方でよろしいと思います。

今度の実務指針も、このリスク評価と、それに対応する手続というのは大きく2つの流れに分けて、今、先生おっしゃったアサーション・レベルというか、特定の取引とか勘定残高、そういう個別のもののリスク評価と、それに対応する手続という1つの流れと、もう1つは、財務諸表全体としての内部統制手続の脆弱性がないかどうかという、大きな財務諸表全体としての虚偽表示リスクがないかどうかということも別途判断して、それには今度、職業的懐疑心をうんと強めるとか、あるいは専門家を投入するとか、監査計画を見直しというような大きな全般的な対応しなさいという手続ということで、大きく2つに財務諸表全体と個別レベルと分かれていますので、そういうことを踏まえた上で、今、先生おっしゃったことで私はよろしいと思うんですけれども。

○山浦部会長 ありがとうございます。

どなたかほかにご意見ございませんでしょうか。

黒川委員どうぞ。

○黒川委員 今日のお話を伺っていて、ビジネス・リスクという言葉自体が、前回に引き続いて大変とらえ方が難しい、そこに尽きるのかなと思いました。ただ、環境リスク、戦略リスクというような言葉、あるいはゴーイング・コンサーン・リスクの数値化、事業戦略リスクの数値化ということになると、学問分野としては、経営分析とか企業評価の、例えば倒産予測モデルとか、そういうような経営分析の専門家がやっているようなものだったと思うのですね。それを監査人がやらなければならない、あるいはそれをある程度念頭に置いて、監査の手続の設計をするということになると、監査人もオールマイティーの能力がなければ大変なんだなど、感慨を持った次第です。

それはさておき、1つ質問なのですが、加藤先生がさっきお話しになったところは私も気になっていたところなのですが、その担当者、会計人がどのような役割になっているのかについて、私は具体的にイメージがわかかなかったものですから、加藤先生の言葉で少しわかったんですけれども。情報の非対称性ということと今の担当者というところで、ご質問をしたいと思っています。

先ほどの企業評価とか、そういうような問題を監査人がしなくてはならないということですが、一番わかっているのは、企業の内部者であって、会計監査人は、情報の非対称性という点からすれば、情報の劣後者であることは、間違いないと思うのです。その劣後者が、あ

たかも情報の優位者である、経営者と同じようなレベルで会社を判断しなければならないなんというようにことが求められたら、これは大変なんではないかなと、ここは1つ心配なんです。

さて、そういう情報の非対称性があったときに、会社の機構として、あるいは組織として看過できないのは、内部監査人の存在です。あるいは監査委員会とか監査役、それから監査役の下にいる担当者、この人たちが情報の非対称性からすると、情報の優位者にある立場であると思うのです。

そこで、今回のアプローチによって、外部の会計監査人と内部の監査の組織、それから経営者側というのでしょうか、この関係にどのような変化が起こるのか、あるいはもう少し提携関係が強まるのかとか、要するに今日の話ですと、内部監査あるいは監査役、又は監査委員会、そこにいる人たちとの関係が少し見えにくかったものですから、どなたでもいいんですけれども教えて頂ければと思っております。

○山浦部会長 これは恐らく加藤委員が一番ご説明頂けるんじゃないかと思います。

○加藤臨時委員 表現の違いなんだと思うんですが、黒川先生おっしゃったように、私ども監査人が直接企業評価するとか、事業戦略リスクを評価するとか、倒産モデル的なことをするとか、それはもちろん私どもはできませんし、専門家でもないし、先ほどからこの辺について客観性とか、いろいろな話がありますが、私どもは監査人として幅広く会社の経営者と話し合っ、て、会社の経営者がおっしゃることを聞きながら、それに合理性があるかどうかとか、あるいはその話し合いのディスカッションの中から、何か企業のリスク、財務諸表に結びつくリスクがないかどうかとか、その辺を嗅ぎ取るというか、そういう程度のことと言っては怒られるんですが。ということで、そんなに大それた、先生が考えているような、そんなことまで私どもやる能力がありませんし、大体監査時間もありませんのでそこまではやらないんですが、幅広くディスカッションして、その中から財務諸表に結びつく重要な虚偽表示リスクを嗅ぎ取っていくということだと思えますね。

それで、先生おっしゃいましたように、こういうような情報の非対称性あるいはどういう情報を持っているかということで、会社の経営者はもちろん一番よく知っていますし、そういうことで私どもは直接会って話をしなさいと言われていているわけです。

それともう1つは、やはり内部監査人とか監査役、こういう人たちの連携、これも当然重要でありまして、これはこういうビジネス・リスク的なアプローチを採用すると、なおさらこういう人たちの連携も重要になるわけで、そういう観点から、国際監査基準もISAの260というものなんです、この監査役とか、監査役会とか、会社のガバナンスを担当する人たちと外

部監査人のコミュニケーションについての国際監査基準が、今年の3月に公開草案が出ました。そして、これは来年3月には最終になるということで、やはり、このリスク・モデルに応じた内部監査人とのコミュニケーションについての新しい国際監査基準の公開草案が出ています。

そういう意味で、私どももそれに対応して監査基準委員会報告の第25号というのが、監査役もしくは監査役会または監査委員会とのコミュニケーションというのがあるんですが、これもやはり当然見直ししなきゃいけないということで、これは前回お配りしました資料の中にも、今後の改訂予定として入っております。ですから、私どもとしてはこういう内部におられて、しかも独立的な立場から情報を得られている方たちとのコミュニケーションを高めて、会社の経営者がおっしゃっていることが本当なのかどうか、会社は右肩上がりの事業計画しか言っていないけれども、内部監査人とか監査役はどう思われますかということのコミュニケーションを深めていかなければいけないと思っています。

○山浦部会長 よろしいでしょうか。

今、加藤委員の方からご指摘のように、国際監査基準では、ガバナンスにかかわる人たちとのコミュニケーションというのは非常に重視して、先生がおっしゃる情報の非対称性というのが根本にあるんでしょうけれども、やはり的確にそのガバナンスにかかわる人たちが、例えば企業のリスクならリスクを把握して、そしてそれをリスク・マネジメント的な視点から管理している、そういった姿勢を見せているかどうか、そういった方針を立てているかどうか、こういったこともコミュニケーションの1つに入ってきます。

それから、内部監査人との連携というのも非常に強うたっております、日本でまだまだ内部監査というのが十分に発達していないという面もあるんですけども、国際監査基準のレベルでは、もう既にそれをうたっております。

そういった意味では、先生がご指摘のような方向に監査基準そのものが移行しているということが言えるのではないかと考えております。

○山浦部会長 どなたかほかに。

八木委員どうぞ。

○八木（和）委員 こういう理解でよろしいかどうか、私自身はいかに監査の品質を上げるかということがこの部会の目的だと思っています。いろいろな監査アプローチをすることによって、監査リスクをいかに低減していくかということがポイントで、その中にビジネス・リスク・アプローチが1つの有効な手法であろうと思われていると思います。

ビジネス・リスクというのは、企業としては当然持っているリスクで、まさにそれがどう評

価するかによって、企業評価にかかわってくる部分です。当然、ビジネス・リスクですから、それは将来的な経営の数字、結果的には財務諸表に大きな影響を及ぼすもので、及ぼすから必ずどこに虚偽のリスクが発生すると言われると、実務家としては、ちょっとたまらないところがあるんですけども。ここは性悪説で行くとすると、基本的にはどこに会計的な視点から見たときに虚偽リスクなり、監査リスクが高まるかということに対する1つのアプローチの手法だろうと考えます。私はそういった意味では、加藤委員の言われていることが極めて素直に理解できます。

それから、内部監査人というのは、経営が抱えた数字が達成できるかどうかというもののリスクをチェックするかということをやっている。内部監査人は、会計的リスクというよりは、経営者がかかげる数字が、いろいろなステークホルダーに対してきちっと維持できるかどうか、それが維持できないためのリスクは何なのかということ、毎年重点的な目標にして活動するということを現実に行っておりますので、会計士の方がそういった内部監査人が何を監査計画としてやっているかということを知ることはビジネス・リスクを理解する上で私は極めて有効な方法ではないかと思えます。

○山浦部会長 ありがとうございます。

産業界からの的確なご説明で、非常にわかりやすく、ありがとうございます。

ほかに。八田委員、どうぞ。

○八田委員 これは冒頭に伺った方がよかったかもしれませんが、例えば国際会計士連盟もそうでしょうけれども、アメリカの90年代後半から21世紀にかけての監査環境というのは、まず監査対象がファイナンシャル・リポーティングから、ビジネス・リポーティングへ拡大していくという流れが1つあったと思うんですね。私は、実はこのビジネス・リスクという考え方、つまり旧来は財務諸表の虚偽表示の見逃す可能性という意味での、言うならば、ファイナンシャル・リポーティングのかかわる部分でのリスクというものに監査人は関与していればよかったものが、そうではなくて広がりを持ってきたという中で、いわゆる企業を取り巻くあらゆる情報にかかるリスク、あるいはあらゆるステートメントとかアサーションに関するリスクを考えていかなきゃいけない。

実は日本も、たまたまかもしれませんが、昨年の10月中旬以降のいわゆる有価証券報告書における不実開示問題というのは、直接的な財務諸表ではなくて、その周辺の開示情報、あれも広い意味ではビジネス・リポーティングという流れの中で説明できるのかもしれませんが、それに監査人がどう関与するかという流れの中で、新たなこういう視点が見えてきていると思うの

で、実は一番大事なのは、監査人の本来の、つまり現行の公認会計士監査、あるいは監査法人監査の監査対象は旧来どおり伝統的な財務諸表だけを前提に議論しているのかという点です。

経験豊富な監査人が、当然、クライアントの過去の状況とか、あるいは業界の動向とか風評とか、経営者の資質とか、そういうのをお考えになることで、それはかなり裁量の余地があると思うんですが、そうではなくて今後、我が国においてもこの公認会計士監査、監査法人監査が広がりを持った視点で、実は進んでいくんだ。それに監査基準もこたえていくんだという流れだと、この話は非常に自然に見えてくるんですけども。今までの前提の中でこれを議論していても、何かちょっと前提がはっきりしないのに、今、木に竹をつけたような議論をしているのではないかなという危惧をするんですけども、部会長としては、それをどうお考えでしょうか。

○山浦部会長　ゴーイング・コンサーンの問題とか、ああいったものを評価するというのも、おっしゃるような形だと思うんですけども。ただ、必ずしもファイナンシャル・リポーティングからビジネス・リポーティングの移行、それを反映した形でのビジネス・リスク・アプローチという観点で切れるものではないと思っています。

おっしゃるような要素が入ってきていることは確かですね。リポーティングの中にも、非常に多様化して、文字情報から入りまして、質的な情報とか、いろいろなものがリポーティングの中に入ってきて、そのうちの幾つかについては監査人も評価をするようにと、こういったことを言われます。ましてやゴーイング・コンサーンに関しては、リスク情報という問題ですね、これを中期として付す、その場合にその中身についても監査人が適正性を判断する。そういった意味では、確かにおっしゃるとおりですね。

ただ、やはり監査の、特に財務諸表監査の基本的な骨格部分となっている役割は、ファイナンシャル・リポーティングだと思うんですね。その虚偽の表示に対する防御としての監査の役割というのは、非常に強くうたわれて、ビジネス・リスク・アプローチというのが、そういった視点からもビジネス・リスクを評価するという視点からも、監査の中身を充実させる1つの手段だと、こういったことをメッセージとして送ってきているような気がするんですね。

おっしゃる意味はよくわかりますので、これはもちろん無視したり、そういうことは全然ありませんけれども、そうおっしゃるような形で切れるものかということ、私は、そういうふうには見えないということですね。

岸田委員どうぞ。

○岸田臨時委員　ちょっと法律というか、専門家以外の立場から法律家として申し上げたいん

ですけれども。

もちろん今お話ししているのは監査基準の話であって、法律の設計人ではないんですけれども、ただ、前回申し上げたように、この監査基準に違反していた場合に、間接的に法律の責任が問われることがあり得ると思うんですね。そうだとすると、先ほどおっしゃった大法人と中小法人で責任が違うのかというと、そういうことは多分あり得ないと思うので、大法人なら80%、中小法人なら60%で合格というのではなくて、どちらも同じ水準で60%なら60%とならざるを得ないと思うんですけれども。

先ほど黒川さんがおっしゃったように、これは経営者の場合と監査人の場合と、それからその他で情報の非対称性といいますか、責任の根拠が異なってくると思うんですけれども、外部者から監査基準を読んでいて非常にわかりにくいのは、監査リスクとか固有リスクとか統制リスクということは、読めばわかるんですけれども、多分、実際の責任判断といいますか、規制に違反しているかどうかといいますと具体的な事例の場合には難しいと思うので、素人の立場からすると、もう少しわかりやすいような基準の方が……。全く素人でちょっとご意見申し上げたいと思います。失礼しました。

○山浦部会長 ありがとうございます。

時間がまいったんですけれども、特に今の段階でぜひとも発言という委員の方はいらっしゃるでしょうか。もしありませんでしたら、意見交換につきましては、そろそろ終了させていただきますと存じます。

本日は、ビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチの問題についてご審議を頂きました。次回以降の部会では、これまでこのビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチの審議の前に、品質管理の問題を論じたところでありますので、品質管理及びビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチの2つのご論議を踏まえまして、監査基準の具体的な改訂案を示してご審議をお願いしたいと考えております。

つきましては、次回の部会は5月16日月曜日の午前10時から12時に開催したいと考えております。皆様におかれましては、ご多忙の中、本日、ご参集頂きましてありがとうございました。それでは、これにて閉会いたしたいと思います。ありがとうございました。

午後 6時00分 閉会